

お知らせ

ひとりで悩まないで…女性相談をご利用ください



問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当

女性のための相談窓口です。DV(夫や恋人からの暴力)、夫婦のこと(離婚、夫婦関係)、男女関係、仕事のこと、家族や育児・介護のこと、日々の悩みや生き方についてなど、一人で悩まずご相談ください。専門の相談員と一緒に問題解決の方法を考え、安心して生活ができるようお手伝いします。相談員は女性で、地元の人ではありません。秘密は守ります。電話での相談、匿名での相談も可能です。

時間 午後1時～3時40分(1人40分)

場所 市役所1階相談室

対象 市内在住・在勤・在学の人

人数 3人(1日)

費用 無料

申し込み 右記の電子申請から



▲電子申請

	相談日	予約開始日
8月	18日(木)	7月7日(木)
	25日(木)	8月8日(月)
9月	8日(木)	
	22日(木)	9月7日(水)
10月	13日(木)	10月7日(金)
	27日(木)	
11月	10日(木)	11月7日(月)
	24日(木)	
12月	8日(木)	12月7日(水)
	22日(木)	
1月	12日(木)	1月10日(火)
	26日(木)	
2月	9日(木)	2月7日(火)
	2日(木)	
3月	9日(木)	3月7日(火)
	23日(木)	

お知らせ

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金の申請はお済みですか

問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口) ☎985-4601

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、新たに令和4年度住民税均等割が非課税になった世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変した世帯に1世帯当たり10万円を支給します。

※令和3年度分の非課税世帯または家計急変世帯として本給付金の支給を受けた世帯(未申請、辞退者を含む)は対象となりません。

申請期限 9月30日(金)

給付対象世帯および給付方法

共通事項

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※①・②両方に該当しても、1世帯10万円のみです。

①住民税非課税世帯

基準日(令和4年6月1日)において、日高市に住民登録があり、新たに世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※対象となる世帯には「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しました。必要事項を記載し、期限までに返信してください。

※対象者であるにもかかわらず、確認書が届いていない場合はご連絡ください。

※「令和4年度未申告の人がいる」または「令和3年12月11日以降に転入した人がいる」世帯は申請が必要です。

②家計急変世帯

申請時点において、日高市に住民登録があり、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」および「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要書類(収入が確認できる書類等)を添付して申請してください。